

**税金**

**障がいのある人は軽自動車税が減免されます**

**申請期限 5月9日(金)～26日(月)**

次のいずれかに該当する場合、軽自動車税が減免されます(申請期限を過ぎると減免できません)。ただし、障がいの程度等により、減免の対象にならないことがあります。

- ①障がいのある人が所有する軽自動車を、自分で運転する場合
- ②障がいのある人が所有する軽自動車を、その人のためにその家族(生計同一者)が運転する場合
- ③障がいのある人が所有する軽自動車を、その人のために常時介護する人が運転する場合で、市長が必要と認めたもの
- ④軽自動車の構造が、障がいのある人の利用を目的としている場合
- ⑤社会福祉法人等が所有する軽自動車を、障がいのある人のために利用する場合

※軽自動車税の減免は、毎年手続きが必要です。また、減免される軽自動車等は1台です。

**■対象**

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、戦傷病者手帳所持者のうち、減免に該当する障がいのある人

**■手続きに必要なもの**

各種手帳、印鑑、運転免許証、車検証(125cc以下のバイクは不要)

《申し込み・問い合わせ》税務課市民税係(本庁舎1階4番窓口、☎22-3115)または各振興局市民サービス課

**助成**

**林業振興を目的とした作業道開設等に補助を行います**

**申込期限 5月30日(金)**

林業振興を目的とした①作業道の開設事業(幅員3m以上)、②作業道の整備事業(幅員概ね3m)、③林地等の崩壊から住宅を守るために実施する事業、に対し、市から補助金を交付します。

また、山林作業道をコンクリートで舗装する場合にも支給があります。希望する人は申し込んでください。なお、希望者が多数の場合は、抽選等により決定します。詳しくは、お問い合わせください。

《申し込み・問い合わせ》林業課森林土木係(☎22-3230)または各振興局地域振興・教育課

**児童手当**

**所得制限により児童手当を受給していない皆さんへ**

児童手当は、小学校6年生修了前の児童を養育している人が受けられます。ただし、所得が限度額以上の場合には受けられません(下表参照)。

今年6月分から来年5月分までの児童手当は、平成19年分の所得が審査の対象となります。前年度、所得制限により受けられなかった人も受給できる場合があります。新たに支給対象となる人は、**5月30日(金)**までに申請をしてください(公務員の皆さんは勤務先で手続きをしてください)。

現在、児童手当を受けている人には、6月上旬に現況届の申請書類を郵送します。書類が届きましたら申請をしてください。

**■手続きに必要なもの**

- 社会保険等の健康保険証(厚生年金に加入している場合)
- 所得証明書(平成20年1月1日に佐伯市に住所がなかった場合)
- 認め印

〈表〉所得制限限度額

扶養親族数	被用者年金に加入していない人(国民年金加入者等)	被用者年金に加入している人(厚生年金加入者等)
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

※扶養親族の数が6人以上の場合は、1人につき38万円を加算した額が限度額となります。概ね上記の表に従い限度額が決まりますが、所得や扶養親族の状況により変わることがあります。詳しくはお問い合わせください。

**《申請窓口・問い合わせ》**

子育て支援課(本庁舎1階12番窓口、☎22-3972)または各振興局市民サービス課

災害対策

土砂災害に注意  
してください!

土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制を整備したり、危険な区域に建物を建てることを制限したりするため、大分県が、土砂災害の可能性があると思われる地域の調査と指定を進めています。昨年の10か所に続き、今年新たに14か所が警戒区域に指定されました（下表参照）。ご確認ください。

なお、指定区域の図面は、大分県佐伯土木事務所と市役所防災課（本庁舎2階）にあり、どなたでも見ることができます。

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

	指定区域の名称	所在地	土砂災害の発生源となる自然現象の種類
1	宮ノ谷第2	大字稲垣	土石流
2	大内川第2	大字稲垣	土石流
3	古市川	大字上岡	土石流
4	白坪川	白坪	土石流
5	常盤川	白坪	土石流
6	平野川	平野町	土石流
7	上落水川	宇目大字木浦内	土石流
8	平野	平野町	急傾斜地の崩壊
9	平野2	平野町	急傾斜地の崩壊
10	佐土原	大字上岡	急傾斜地の崩壊
11	田の浦	田の浦町	急傾斜地の崩壊
12	白坪	白坪	急傾斜地の崩壊
13	八迫	大字上岡	急傾斜地の崩壊
14	上岡	大字上岡	急傾斜地の崩壊

※土石流…山や谷から崩れた土や石などが大雨などの水と一緒に一気に流れ出てくる現象

※急傾斜地の崩壊…豪雨や地震などにより地盤がゆるみ、突然崩れ落ちる現象

《問い合わせ》防災課（☎22-3111内線384）

募集

戦争体験談をお聞かせ  
ください

佐伯市教育委員会は、戦争を経験した皆さんから伺った貴重な体験談を後世に残したいと考えています。

このため、市内にお住まいで、当時の日常生活の様子、軍隊や空襲での体験などについてお話しいただける方を随時、募集しています。

皆さんからのご連絡をお待ちしています。

《連絡先》教育委員会文化振興課文化財係  
（☎22-4234、FAX22-3912）

助成

佐伯市産の木材で  
新築・増築する人  
に助成を行います

市産材の需要拡大と、ゆとりある居住生活実現を目的に、佐伯市産の木材で住宅を新築・増築する人（住宅建築者）に対して、建築材料のうち、梁・桁にかかる費用の一部を予算の範囲内で助成します。

■交付対象者

市内に住所があるか、住所をおくことが確実な人で、市産材の梁・桁を使用して、市内に一戸建ての木造住宅を新築・増築する人

※要件の詳細についてはお問い合わせください。

■交付対象額

梁・桁に要する費用の3分の2の金額を補助し、最高40万円を限度とします。

■申請方法

建築にかかる前に申請書を提出してください。住民票の写し、平面図、立面図、設計書などの添付が必要です。詳しくはお問い合わせください。

《申し込み・問い合わせ》  
林業課林務係（☎22-4214）



災害対策

集中豪雨等で急傾斜地が  
崩壊した場合、応急工事を  
行います

4月1日から「佐伯市急傾斜崩壊緊急対策事業」が施行されました。この事業は、集中豪雨等による裏山の崩壊で人家に被害が発生し、緊急に土砂撤去の必要がある場合、申請によって、応急工事を行うものです（受益者分担金：事業費の2割）。詳しくはお問い合わせください。

■採択要件…すべての条件を満たす必要があります。

- 急傾斜地の高さが5 m以上で、かつ、傾斜度が30度以上であること
- 現に人家に被害を与える崩壊が発生し、今後も人命及び人家に被害を及ぼす崩壊の恐れがあること
- 崩壊土量はおおむね5 m<sup>3</sup>以上であること

■工事内容 崩壊土砂の撤去及び法面の整形や仮設防護柵の設置などの応急工事

《問い合わせ》建設課河川砂防係（☎22-3526）